物　件　調　書

物件番号４－４

<table>
<tr><td>予定価格</td><td colspan="4">１１，０７４，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所　在　地</td><td colspan="2">仮換地</td><td colspan="2">従前地</td></tr>
<tr><td colspan="2">広田中央特定土地区画整理事業
１１街区６画地</td><td colspan="2">鴻巣市赤城字前原８０番
鴻巣市赤城字前原１６４番２
鴻巣市広田字柳原３５７９番１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地</td><td>仮換地現況</td><td>従前地地目</td><td colspan="2">仮換地地積</td></tr>
<tr><td>宅　地</td><td>畑</td><td colspan="2">５８０㎡</td></tr>
<tr><td>接面道路と敷地の関係</td><td colspan="4">南西側：幅員約６ｍ舗装市道（川２３３８号線）
北東側：幅員約６ｍ舗装区画街路（区６－７号線）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">法令等に基づく制限</td><td>都市計画区域</td><td>市街化区域</td><td>用途地域</td><td>第１種住居地域</td></tr>
<tr><td>建ペイ率</td><td>６０％</td><td>容積率</td><td>２００％</td></tr>
<tr><td>防火区域</td><td>―</td><td>高度地区</td><td>―</td></tr>
<tr><td>その他の制限</td><td colspan="3">広田中央地区地区計画（B 地区）（建築条例あり）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">供給処理施設の状況</td><td>供給施設</td><td>引込状況</td><td>事業所名</td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td>上　水　道</td><td>可</td><td>市水道課</td><td>048-577-8131</td></tr>
<tr><td>下　水　道</td><td>可</td><td>市下水道課</td><td>048-577-8136</td></tr>
<tr><td>ＬＰガス</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>交通機関</td><td>鉄道</td><td colspan="3">ＪＲ高崎線「北鴻巣駅」から約６．２ｋｍ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公共施設</td><td colspan="2">川里支所</td><td colspan="2">約９５０ｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">鴻巣市立広田小学校</td><td colspan="2">約８００ｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">鴻巣市立川里中学校</td><td colspan="2">約２．６ｋｍ</td></tr>
</table>

留　意　事　項

①　本件建物等に種類、品質、数量等に関して、本契約の内容に適合しない状態があっても、市は担保責任を負いません。

②　土地の実測に伴い、隣接者への確認を行っています。

③　現況有姿での引渡となります。この調書その他の添付資料はあくまでも参考であり、現況を優先します。

④　地下埋設物調査、地盤調査、地質調査、土壌汚染に関する調査は行っておりません。

⑤　この土地・建物に関する種類、品質、数量等が本契約に適合しない状態（地下埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。）があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

⑥　当該地の資源回収ステーションを兼ねたごみ集積所が現存します。当該施設の取扱いについては、鴻巣市環境課と協議を行い、売却決定者の負担において、市が指定する位置に、鴻巣市開発事業指導要項第３章２（３）に準拠し、分筆を行い、契約から１年以内に市に寄附採納してください。指定の位置及び規模については、「物件資料【ごみ集積所指定位置】」に示すとおりとします。また、寄附採納までの間ごみ集積所の維持について配慮してください。

※本内容については、土地売買契約書第８条３項を参照のこと。

※ 本物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況及び利用制限等については、ご自身で確認をお願いします。